

平成27～29年度税制改正の概要について

～法人事業税・法人府民税の申告をされる方へ～

1. 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正について

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人住民税均等割の年額を判定する基準となる「資本金等の額」の算定方法が改正されました。

詳細は以下のとおりです。

【改正前】

$$\text{地方税法上の資本金等の額} = \text{当該事業年度終了の日の資本金等の額}$$

【改正後】

$$(A) = \text{当該事業年度終了の日の資本金等の額} + \text{H22.4.1以降の無償増資相当額} - \text{H13.4.1～H18.4.30・H18.5.1以降の無償減資等による欠損填補額}$$



(A)(B)いずれか大きい額を均等割の年額判定基準となる「資本金等の額」とします

$$(B) = \text{資本金} + \text{資本準備金} \text{ 又は } \text{出資金の額}$$

* 無償増資

平成22年4月1日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、その増資額を加算する。

* 無償減資等による欠損填補

平成13年4月1日から同18年4月30日までの間に減資（金銭その他の資産を交付したものを除く）によって欠損填補を行った場合及び資本準備金を減少して欠損填補を行った場合はその額を控除する。

平成18年5月1日以後、剰余金によって損失填補を行った場合はその額を控除する。この場合の控除額は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから1年以内に損失填補に充てた額に限る。

2. 法人府民税利子割額の控除・充当・還付制度の廃止について

平成25年度税制改正（地方税法の一部を改正する法律[平成25年3月30日法律第3号]）により、平成28年1月1日以後に法人が支払を受けるべき利子に係る利子割が廃止されました。

これに伴い、平成28年1月1日以後に開始する事業年度からは、利子割額の法人税割額からの控除や、均等割額への充当等に関する制度についても廃止されておりますので、申告の際はご注意ください。

3. 欠損金の繰越控除制度の改正について

平成27年度税制改正により改正された中小法人等（普通法人のうち資本金又は出資金が1億円以下の法人等）を除く法人に係る欠損金繰越控除制度について、平成28年度税制改正により再度見直しが図られました。

○ 欠損金の繰越控除限度額の段階的引き下げ措置

平成28年度税制改正による見直し後の控除限度額		
中小法人等 を除く法人 (※)	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の65%相当額
	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の60%相当額
	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の55%相当額
	平成30年4月1日以後に開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の50%相当額

※ 更生手続開始決定等の一定の事実が生じた法人や新規設立法人の一定の事業年度は除く

○ 欠損金の繰越期間の延長措置

平成28年度税制改正による見直し後の繰越期間	
平成30年4月1日以後に開始する事業年度	欠損金繰越期間を10年間に延長

4. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設について

地方公共団体が行う地方創生事業に対して法人が寄附を行った場合に、その寄附金額の一部を寄附金を支出した日を含む事業年度における法人事業税額・法人住民税法人税割額・法人税額から控除することが可能となる制度が平成28年度税制改正において創設されました。

適用要件

- 青色申告書を提出している法人であること
- 地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成28年4月20日)から平成32年3月31日までの間に、地方公共団体が行う地域再生法の認定地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附金を支出していること

控除額計算

消費税・地方消費税の引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されたことに伴い、法人事業税に係る控除額の上限計算及び法人住民税(法人税割)に係る控除対象寄附金額の割合計算の変更時期につきましても、同時期に変更されました(下記の下線部分)

【控除上限額】

- 法人事業税…法人事業税額の20%(平成31年10月1日以後に開始する事業年度は15%)
- 法人住民税…法人住民税法人税割額の20%
- 法人税…法人税額の5%

【控除額】

- 法人事業税…寄附金額の10%
- 法人住民税…寄附金額の20%(道府県分5%、市町村分15% ※)
(法人税割) ※ 平成31年10月1日以後に開始する事業年度は、道府県分2.9%、市町村分17.1%
- 法人税…寄附金額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を控除(寄附金額の10%が限度)

注意事項

- 寄附金額が10万円未満の場合は控除対象外となります
- 主たる事務所が立地する地方公共団体に対する寄附は控除対象外となります
- 東京都、23特別区、一部の市町村に対する寄附は控除対象外となります
- 2以上の都道府県又は2以上の市町村に事務所を有する法人は、以下のとおり各都道府県又は各市町村ごとの控除額を按分して算出します
 - ◆ 法人事業税…課税標準の分割基準をもとに按分(按分後の控除額は1円単位で算出)
 - ◆ 法人住民税…課税標準の分割基準(従業者数)をもとに按分(按分後の控除額は1円単位で算出)

5. 申告期限延長特例の見直しについて(平成29年4月1日以後に行われる延長申請が対象)

平成29年度税制改正により、確定申告書の提出期限の延長の特例について見直しが行われました。(法人税でも同様の改正が行われています)

改正その1

- 会計監査人を置いている場合で、かつ定款等の定めにより各事業年度終了日から3ヶ月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、3月を超え6月を超えない範囲内(最大4ヶ月延長)において確定申告書の提出期限の延長が認められることとなりました。

改正その2

- 定款等の定めにより、各事業年度終了日から2ヶ月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることを延長申請の理由とする場合は、当該定款等の写しを添付しなければならないこととされました。

6. 法人設立異動等届出書への登記事項証明書の添付について

平成29年度税制改正により、平成29年4月1日以後に税務署あてに提出する法人税の法人設立届出書等への登記事項証明書の添付が不要となりましたが、京都地方税機構あてに提出する法人設立異動等届出書には、引き続き添付が必要となりますので、ご注意ください。

◆制度に関する詳細なお問い合わせは、下記までご連絡ください◆
(連絡先) 京都地方税機構 法人税務課 TEL:075-417-1160